「市立幼稚園・保育所のあり方について」に関する説明会議事録

日		時	平成29年4月12日(水) 19:00~20:4	5
場		所	福祉センター	
出	席	者	こども・健康部長 三井	幸裕
			教育委員会管理部長 岸田	太
			こども・健康部子育て推進課長 伊藤	浩一
			こども・健康部主幹新制度推進担当 和泉	みどり
			こども・健康部主幹子育て施設担当 長岡	良徳
			教育委員会学校教育部主幹 中塚	景子
事	務	局	こども・健康部子育て推進課	
			教育委員会管理部管理課	
参	加者	数	11人	

1 次第

- (1) 開会
- (2) 説明
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会
- 2 配布資料 当日配布資料

3 議事録

(事務局伊藤) 本日の説明会ですが、2月から3月の説明会でいただいたご意見・ご要望に対して、市からの回答を作成したお手元の資料で説明させていただきます。前回の説明会では、計画全体の概要を説明させていただいたのですが、本日は説明を省かせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。前回,2月からの説明での主なご意見・ ご要望とその回答ですが,特に多かったご意見・ご要望に対して紹介させ ていただきます。

まず1頁目で紹介させていただくのは3点です。まず1点目が,A-1「この計画についてどのような会議で議論したのか。」です。今回の計画が非常に唐突で,どういうふうにしてこの計画を作っていったのかわからないという趣旨でいただいた質問です。その回答ですが,主に保育所を担当している市長部局では,担当市職員で構成した芦屋市立保育所適正化計画策定委員会を7回,幼稚園を担当している教育委員会では,学校教育審

議会を6回開催するとともに、部局間での協議も重ね、平成29年1月23日の芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議で関係部局の総合調整を行い、幼稚園・保育所で分かれた形の結論だけではなく、全体としての解決策を検討するため、関係部局の総合調整を行い、最終的に2月3日の総合教育会議でこの計画を決定したという内容です。

この部分については、私どもの説明が十分ではなく、誤解を与えてしまった点があります。学校教育審議会や、子育て未来応援プラン「あしや」を策定する子ども・子育て会議ですが、そういった会議体には、市の職員だけではなく、大学の先生や、一般市民の方、様々な立場の方に入っていただいて、一定の方向性を出しています。ただ、その方向性の中には、どこを民間移管にするとか、どこかを統廃合する、認定こども園にするという議論はいただいておりません。例えば学校教育審議会では、幼稚園の今の数について適正なのかという大きな方向性の議論、子ども・子育て会議では、将来の少子化に向けた幼稚園・保育所の適正規模はどうか、そういったことについて検討する必要があるという大きな方向性の結論はいただいておりますが、統廃合する等という議論はいただいていません。統廃合等については、学校教育審議会、子ども・子育て会議で方向性をいただいた中、市・教育委員会の職員が、統廃合であるとか、認定こども園であるとか、具体的な方策について決定したということです。

例えば学校教育審議会で統廃合とかそういったところまで議論したの かという誤解を与えるような説明ですので,この文章は今後修正する予定 です。

次は、A-4「この計画は決定か。」です。この質問は、幾ら何を言っても、変わらないのかという趣旨です。回答ですが、市・教育委員会としての方針といたしましては、決定と考えております。ですが、今後、まだ説明も実施いたしますし、具体的には議会での条例改正とか手続も必要です。そういった手続も踏まえた上では、まだ決定はできていない。あくまで市、教育委員会の考えとしては、この方向でいきたいという意味の決定です。

次に、B-2「公立幼稚園で3年保育をしないのは何故か。」です。回答ですが、学校教育審議会におきまして、公立幼稚園での3年保育については、なお慎重に考える必要があるという答申を頂戴していること、また、子育て未来応援プラン「あしや」におきまして、認定こども園を整備して、3歳の教育ニーズにも対応していく計画ですので、現在のところ、公立幼稚園での3年保育は考えていないという内容でご回答させていただいています。

続きまして、2頁目です。こちらでは3点、紹介させていただきます。 まず1点目が、C-1「公立ではしないと言っていたのに、公立の認定こ ども園を造るのは何故か。」です。このご質問は、皆さんご存知と思いま すが, 浜風幼稚園を廃園にして, 認定こども園を誘致する際に, 公立で認 定こども園を実施してほしいというご要望がございました。そのときには 公立ではなく民間で実施しますと申し上げて, そのように取り組んでおり ますのに、なぜ今回は公立でするのかという趣旨です。回答ですが、新た な施設整備、浜風幼稚園のときもそうですが、新たな施設整備は民間誘致 であるとの原則は、今回におきましても変更はございません。けれども、 今回は、浜風幼稚園のときと違い、公立幼稚園4園、公立保育所4所を廃 止・統合することによって、財政的な面のバランスもとれ、公立就学前施 設の永続性を担保する目的や、新たな就学前の教育・保育施設の核として の必要性から、公立認定こども園2園の設置を可能と判断して踏み切った ところです。ただし、基本的な地域整備は、民間誘致という原則は全く変 更していませんので、バランスの中で、今回踏み切ったということです。 次は、C-2「幼稚園と保育所が一緒になり、どのような生活を送るの か。」です。このご質問は、公立の認定こども園を実施すると発表させて いただいていますが、芦屋市にとっては、まだ認定こども園となじみが少 なく,一体どういうふうにお子さんが過ごすのかという趣旨です。回答で すが、幼稚園は3歳からになりますので、0歳児から2歳児は保育所と同 じ過ごし方です。3歳児から5歳児の保育部のお子さんは朝7時ごろから、 幼稚園部の子は9時ごろまでに順次登園いただくことになります。登園い ただきましたら、午前中は幼稚園・保育所関係なく、同じクラスで一緒に 過ごします。給食も一緒に食べていただいて、14時ごろに幼稚園部の子 は降園、帰っていただき、保育所部の子は午睡の後、夕方以降にお迎えに 来られて帰っていただくということで、お子さんの過ごし方は以上のよう な感じです。

併せて、14時ごろになったら幼稚園のお子さんが先に帰られることで、残った保育部の子が泣いたりという形で不安定になったりしないのかとご質問を頂いています。複数の施設の認定こども園の園長先生とか、保育を担当されている方にお伺いしていますが、今のところ1か所たりともそういうことになるとおっしゃっている施設の方はおられません。その点については、お子さんは順応して、普通のこととして過ごしておられますとお伺いしていますし、こちらも拝見しております。

この頁の最後、C-6「認定こども園の定員は適正規模か。」です。この質問は、認定こども園を公立でしようとしていますことが、1か所は定

員150人から200人。もう1か所が250人から300人で、今芦屋市にある公立の保育所では最大100人定員という点からすると、非常に大きい定員数になっていますので、その辺のご不安、不明という趣旨です。回答は、認定こども園で働いていただく先生のことを保育教諭という名前で呼びますが、保育教諭の配置基準は、国を上回る市の基準を守るということで、例えば、保育所ですが、国ではお子さん30人に先生1人ですが、芦屋市はお子さん20人に先生1人という国を上回る基準で実施しております。この基準を認定こども園にも持ち込むと考えております。国を上回る市の基準を守り、さらに子どもへの目の行き届き方にも配慮した設計・体制を構築しますということで、既に兵庫県下では公立でも50を超える認定こども園ができておりますので、民間ではもっとできているのですが、そういったところも十分視察をした上で、そこでの良いとこ取りをした設計・体制等々をとっていきたいと考えているところです。

では、最後3頁目、こちら5点紹介させていただきます。まず1点目がD-1「なぜ打出保育所と大東保育所が民間移管なのか。また、在籍児及び入所内定児が卒所するまで民間移管時期を延ばすべきだ。」です。回答は、今後の施設整備や子育て支援の充実のためには、限りある財源を有効に活用する必要があります。これは主として財源面です。財源面を有効活用する必要があり、圏域整備の観点から大東保育所と打出保育所の民間移管を対象としたところですので、延期は困難とご説明させていただいております。

待機児童の対策や、子育て支援の充実は今後も引き続きやっていく必要があります。そのためには、やはり財源には限られたものがありますので、 それを有効活用していくことから、民間移管の必要性がありますという内容です。

続きまして、D-2「民間に公立保育所の良さを引き継ぐことは可能なのか。」です。これは可能だと考えていますと回答しております。公立幼稚園・保育所の良さを引き継ぐための、芦屋市就学前カリキュラムの遵守や国の基準を上回る保育士の配置基準を公募条件とすることと予定しております。選定時には事業者の保育状況も確認します。また、移管が終わった後も、これは民間移管のところだけではないですが、公立の保育士などが巡回訪問したり、月1回会議を行ったりということで、保育内容についても公立私立ともに高め合っていくことを今も行っておりますので、そういった部分で、民間に公立保育所の良さを引き継ぐことは可能だと判断しています。

続きまして、D-3「民間移管のメリットは何か。」です。回答は、民

間事業者ならではの保育等に関する提案も期待できます。まだ、事業所の 選定ができていませんので、これがそうですとは言えないですが、他市の 例を見ますと、民間事業者ならではの保育に関する取組みという提案をさ れているところはあります。そういった期待もあります。また、国とか県 からの補助も得られますので、運営していくための経費、市としての経費 を減らすことができますので、その減った部分を待機児童の解消とか子育 て支援の拡充に活用することができるところがメリットとして考えてお ります。

続きまして、D-6「移管先法人が決まらないと、判断できない。」です。民間移管をするにも、次の事業者さんがどういうところなのかわからないことには、良いも悪いも判断できないではないかという趣旨です。回答は、慎重に、かつ保護者の皆様が納得できる事業者選定に努めてまいりますということで、ご指摘いただいた内容もごもっともで、選定のときには保護者さんのご意見も十分反映できるように選定していきたいと考えています。

最後に、D-12「社会福祉法人夢工房の件を受けて、市の体制に変化はあるのか。」です。市内で3つの保育園を運営いただいています夢工房という社会福祉法人があります。こちらの法人が、運営費を不正な使い方をしたことが昨年ございました。そういった件もあるのに、民間に移管しても大丈夫なのかというところがご質問の趣旨です。回答は、昨年10月から担当課長を配置して、指導監査に取り組んでおります。また、先ほども申し上げたとおり、以前から公立の保育士、幼稚園教諭が私立の施設を巡回しながら、保育内容等についてお互い共通認識を持つようにするということで、現場での細かい話し合いを含めて、今、実施しているところですので、そういった部分も、体制面を強化して、安心して、民間移管になっても保育を受けていただける状況は作り上げていこうとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

資料の説明は以上とさせていただいて, ただいまからご質疑に入らせていただきます。

- (市 民) 伺っていますと、お金のことばかりおっしゃっているみたいで、今の幼稚園、保育所に通っている子どもとか保護者に対する思いとかサービスの不利益とかというのが全く語られてないのですけども、その辺はどうお考えでしょうか。
- (事務局伊藤) 説明の中に確かに財政的なところはご説明させていただいておりますが、 今ご質問いただいた、例えば打出保育所をご利用されている保護者さんや

お子さんについては、他市では大体1年をかけて引継保育というのを実施されているところが多いです。我々もお子さんへの影響というのは避ける必要があるとは考えていますので、引継保育は十分取組んで、お子さんに、 先生が急に4月1日からころっと変わるようなことがないように、取り組みを考えているところです。

(市 民) でしたら、それは考え違いです。残念ながら、今、既に子どもたちから 保育所が潰れるのかという声を聞きます。それに対してどう思っているの ですか。潰れると、なくなるという声をお友達から聞きますが。以前、ちゃんとフォローされますとおっしゃいましたけども、どうフォローしてく れるのでしょうか。

(事務局伊藤) そういうお声が出ているというのは、把握はしておりませんでした。

(市 民) わかりました。

あと、実際、幼稚園とか保育所に通われている方で、今回のこのあり方に、まあ進め方も含めて賛成しているご家庭って大体どのぐらいあるんで しょうか。

(事務局伊藤) 割合とかまでは把握しておりませんので、どれぐらいというのはちょっとわからない状況です。

(市 民) 幾つかこういう説明会をされていますので、皆さん方の感触で結構です。

(事務局伊藤) どちらかといいますと、説明会にご出席いただきますのは、そこはどう なるのかというところであるとか、ちょっと考え方がどうなのかというご 意見を頂戴することが多いですので、説明会の感触といたしましては、な かなか賛成されている方の割合がどれくらいかというのをつかむような 状況にはなってないというところです。

(市 民) そうですよね。その中で進めるわけです。

(事務局岸田) そういう意味では、幼稚園は、今8園という数が減るということについては、もう1年前の2月から学校教育審議会でずっと議論しています。そういう意味ではご理解、仕方がないですねというご意見は、幼稚園のほうは大半がそういうご意見です。

(市 民) 仕方がないのですか。仕方がないのですね。仕方なしに進めるわけですね。

(事務局岸田) 今のこういう状況であればやむを得ないですねというご意見です。

(市 民) 2点質問をお願いします。

保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を持つ保育教諭という方が,今現在 は幼稚園や保育所でどのぐらいの割合の方がおられるのか。また,保育教 諭の配置基準は国を上回る市の基準を守りということですが,本当に見込 みがあるのかというところがちょっと気になります。

それともう1点は、前回の資料ですが、精道保育所の引っ越し、解体というのが平成31年度から入っているのですけども、この間、精道保育所に通う子どもたちはどんなふうに生活するのかというのをお聞きしたいです。

(事務局伊藤) 1点目の幼稚園の教諭の免許状、保育士の資格を両方持っている職員が どれぐらいいるのかという割合ですが、今、確認しているところですので、 正確な割合を数字としては申し上げられないですが、配置できる見込みが あるのかというところからいきますと、配置できる見込みは、数字は出て ないんですけれども、見込みは持っています。

もう1点の精道保育所でやる場合、精道幼稚園に平成31年4月から移られますが、その場合の精道保育所のお子さんの過ごし方ですが、この時点で認定こども園という形で運営を考えております。先ほどご覧いただきました資料の2頁目のC-2のところの過ごし方になってまいります。そういう意味では、保育所のお子さんにつきましては、大きくは何時に登園するとか過ごし方が大きく変わることはないと考えております。

(市 民) 場所は未定ということですか。

(事務局伊藤) 精道保育所か精道幼稚園かというのは、まだ決定できていません。

- (市 民) 1つ教えていただきたいのですけれども、例えば宮川幼稚園、伊勢幼稚園で通っていたとして、これが平成32年度で廃園ということになったときに、自分でまたどこに行くかは選べるのですか。
- (事務局岸田) 宮川幼稚園と伊勢幼稚園にその段階で通っていただいているお子さんに ついては、原則は西蔵の認定こども園に引っ越ししていただくということ です。4歳だった子が次4月から5歳になるというタイミングで原則は引 っ越していただくと考えています。
- (市 民) 今、子どもが精道保育所に通わせていただいているのですが、ギリギリかからないかとは思うのですが、この認定こども園の人数はやはり150人から200人程度ということで、かなりすごい人数になってしまうので。しかも、どちらかの場所1か所でやるということで、本当に大丈夫なのかなというのがすごく心配だと思っています。保護者からの意見としたら、それぞれの場所で認定こども園を開いていただくほうがもっときめ細かく見ていただけると思っています。1つの施設にすごい大人数で、先生の数は確保しますよと言ってくれているけども、やはりその辺、本当に見てもらえるのか等、そういう不安はあります。

今も保育所に通わせてもらっているのですけど、やはり先生方もすごく お忙しいのもよくわかるし、日々の連絡帳なんかにも、保護者からは書い てください、でも先生側のほうは書けない日ありますからという感じで余 り書いてもらってない日も多々あり、もう少し様子が知りたいなと保護者 としてはすごく思っています。ですので、あんまり大人数でというのが本 当にいいのかなというところがすごく心配です。

決定となっていますけど、もしできるのだったら、それぞれの場所でも うちょっと対応していただけると、両方認定こども園で運営するとかも1 つの方法かなと思いますし、その辺のところもまだちょっと考えていただ けたらと思います。

- (事務局伊藤) 1つの規模が大きくなることが細やかな保育がどうなるのかというところからあって、2つに分けたほうが全体数も小さくなるのでというところかと思います。人数が大きくなることでのご心配は先ほどの資料の2頁のCー6にもございますので、適正規模かというところですが、その辺、細やかさが失われるのではないかというご心配がほかの方からも頂戴していますので、そうではないように考えたいと思っています。ただ、2か所にそれぞれ別にということはなかなか難しいところもございますので、それはご意見としてということで、頂戴したいと思います。
- (市 民) 初歩的なことを確認したいのですが、この意見・要望の中の回答って書かれていますが、この回答の主体というか責任はどの部署ですか。

(事務局伊藤) こども・健康部,教育委員会になってまいります。

(市 民) 何かあれば、こども・健康部と教育委員会が責任をとると思っといたら いいのですか。

(事務局伊藤) 対応はこちらが窓口とさせていただきます。

(市 民) 例えば4月の後半に選定委員会があると言っていますが、でも全然メン バーがかわらず、いろいろあります。その辺の、これまでの芦屋市にあっ てできた保育行政の反省というか、これまでの経験をどう今回に生かして いるのか、お考えを聞かせてもらいたいです。

(事務局伊藤) 選定委員会ですか。

(市 民) 例えば社会福祉法人夢工房の件で、先ほどお金の話をされましたが、他 市ではケガもされています。そういったものも含めて、今回、まあメンバ ーは余り変わってないとお聞きしているのですが、その辺もそうですし、 浜風幼稚園とか社会福祉法人夢工房の件も踏まえて、その経験が今回のこ れにどう反映されているのかを教えてもらいたいです。

(事務局伊藤) 社会福祉法人夢工房の件を受けての市の体制は、こちらの3頁目にある

ような形で体制をつくるということをしています。今回の選定に当たりましては、従来よりも拡大した、より詳細な条件をつけて選定していく必要があると思っていますので、選定委員会にはたたきをまず出させていただいて、それから保護者の皆さんのご意見を頂戴していくという形で運ばせていただこうと思っております。

(市 民) その会議は一般公開されますか。

(事務局伊藤) 公開の部分と非公開の部分がどうしても出てくるのですけれども,公開できるところはもちろん公開していきます。

(市 民) 公開というのは、傍聴ですか。

(事務局伊藤) 傍聴もできる部分はもちろんさせていただきます。

(市 民) あと、どうしてもA-1のところで、この計画についてどのような会議で議論しているのかというところでいろいろ回答いただきましたが、何かやはり密室で決められた不信感が拭えないのですが、こういう進め方というのは芦屋市では当たり前ですか。

(事務局伊藤) 当たり前といいますか、いろんなやり方があろうかと思います。パブリックコメントをとってやっていくやり方もありますし、今回につきましてはパブリックコメントというやり方ではなくて、市、教育委員会の決定した内容を発表させていただいて、今ご意見とかを頂戴するようなやり方で実施しています。

(市 民) 皆さんからすれば、これはスタンダードなやり方、芦屋市の当たり前な やり方と思っていいですか。

(事務局伊藤) スタンダードといいますか、最近多いのはどっちかというとパブリック コメントとかやってというやり方のほうが件数的には多いのかなとは思 いますが、こちらのほうが件数的には多くはないとは思います。

(市 民) じゃあ, どちらかというと時代の流れに反したやり方をとられたということですか。

(事務局伊藤) 時代に反するといいますか、今回はやはりこういった計画というのはい ろんなご意見があると思いますので、やはり行政、教育委員会、市として は、こういう形ということは責任持ってご提示する必要があると思ってい ますので、この件に関してはこのやり方で進めたいと考えています。全て がこれということではありません。

(市 民) でも、このやり方で決定を進めるということですね。

(事務局伊藤) この発表させていただいている内容で進めさせていただきたいとは考え ております。

(市 民) そのやり方は腑に落ちないです。

- (市 民) 計画の進め方についてお聞きしたいんですけども、いろんな計画の進め 方があるというご説明でしたが、例えば1頁目のA-1の説明に対する回 答として、いろんな委員会で検討されているというお話がございました。 このいろんな委員会の中に市民というのは何人ぐらい入っておられるの ですか。
- (事務局岸田) 教育委員会では、まず教育委員4人と教育長1人で5人ですが、全て市 民の方です。市内在住の方です。4人の教育委員さと教育長、計5人は芦 屋市民です。

それと、ここに書いております学校教育審議会というものを6回開催しましたが、この中で一般市民の方は10人中お一人です。あとは大学の先生がお二人と自治会代表の方、幼稚園のPTAの方と、あとは小学校の校長先生、幼稚園の園長先生、これは公立、私立、それと保育所の所長、それと行政の関係者が1人で、計10人です。

- (市 民) 例えばやり方として、今のお話を伺っていると、やはり行政あるいはこういった分野について比較的専門的な知識、あるいは専門的な業務にかかわっておられる方が多分メンバーの大半になると思います。そうすると、先ほど一般市民と言われましたけども、特に子どもさんを持っておられる本当の一般市民の方、それこそ日常生活で問題なり疑問なりを考えておられる方々をもっともっとメンバーの中心に多く入れないと、多分今の委員会制度であると、どうしても専門的な部門の意見にリードされてしまうきらいがあると思いますが、その辺はいかがでしょうか。だから、もっともっと一般の市民の方が行政サイドの情報とは別に本当の市民生活に密着した希望なり要望なり、そういった論点からの議論を先に進めて、それに対して行政からの考え方とをすり合わせていくというやり方のほうが、もっともっと一般市民の意見が前面に出ると思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- (事務局岸田) ご指摘の点はそういう側面もあると思います。昨年やりました学校教育 審議会は今申しましたメンバーでさせていただきました。次回,こういう 学校教育審議会をまた立ち上げるという機会がどの場面であるのかは今 もちろん未定ですが,今いただいたご意見,例えば10人なら10人のメ ンバーのうちに広く市民の方で公募する方を,今回お一人ですけども,そ れを2人とか数を増やしていくということは検討してみたいと思います。
- (市 民) 1つだけ教えてください。民間移管されているこの周辺の市というのは 何市ありますか。
- (事務局伊藤) 例えば尼崎市や神戸市や大阪市等、そういうところはされています。

(市 民) どこを見たら分かりますか。

(事務局伊藤) ホームページで民間移管の計画も出されています。

(市 民) わかりました。

(市 民) まず、この案自体がもう私何度も言っていますけど、待機児童解消ではないです。今、待機児童になっている方々の待機児童解消案ではないです。

(事務局伊藤) 今, 直ちに定員枠が増える計画ではないという意味合いでは、おっしゃる部分にはなってこようかと思いますが、今後の将来に向けての待機児童対策です。

(市 民) 平成33年のときに統廃合して待機児童解消になるということですか。 (事務局伊藤) それを目指しているということです。

(市 民) 何年後かにこうするという話よりも今,待機児童になっている方をまず 救うということが先だと思います。なので,毎回言いますが,今待機児童 になっている方を,幼稚園の設備が空いているのであれば,まずそこを利 用するというのが当たり前の話だと思います。

(事務局伊藤) 今, 待機されている方への取組みが必要というのはおっしゃるとおりです。そちらはそちらでもちろん考える必要がありますが, 将来に向かった根本的な解決というのも必要だとは考えていますので, その部分については今回のあり方の部分で解決を図っていきたいというものです。

(市 民) いや、だから将来って、今困っている方を救わないと、まずそれが先でしょう。幼稚園が空いているので、そこを使ってすぐやれるじゃないですか。それをやっていけば、多分統廃合なんて話は出てこないです。それをまずやっていただきたいです。

(事務局伊藤) 以前お話頂戴していますことは、例えば幼稚園の空いたところを使いながら3,4,5歳児の幼保連携型認定こども園を実施するというお話を頂戴していたと思います。それはそのときもご回答させていただいていますが、1つは今待機されている方の7,8割は0,1,2歳児という中で、3,4,5歳児の定員枠を新たにつくることが今待機されている方への解決策になるのかとなってきますと、将来にわたってという部分では解決の1つかもわからないですが、今ご指摘いただいている部分でいけば、今待機されている方、0,1,2歳児が大半ですので、3,4,5歳児の枠をつくることでどこまでの効果が見込めるのかというところは、ちょっと難しいものがあるのではないかと考えています。

(市 民) 3歳で預けたいって方がいます。

(事務局伊藤) もちろん、いらっしゃいます。

(市 民) だから3年保育をやったらいいじゃないですか。いや、もういいです。

また30人とか言いはるのでしょう。30人程度しかいませんとこの前おっしゃったのでね。30人程度でも救ってください。30人ぐらいしか幼稚園を使ってやっても待機児童解消できないからしないってこの前おっしゃいました。30人でも大事じゃないですか。すぐ救ってあげてくださいというのをお願いしたのです。

- (事務局伊藤) もちろん30人の方がどうでもいいという意味での、しない、できないという意味ではないのですが、やはりそこには投じるお金のバランスと効果というところをやはり考えていく必要があります。30人の方がどうでもいいという意味ではないのですが、取組むためにはバランスも考えた取組みが必要かと考えています。
- (市 民) この前はどうでもいいに聞こえました。300人ぐらいの待機児童がいての30人ですからって言い方をされました。やはりちょっと軽く考えているなということが僕の印象です。
- (事務局岸田) それは待機児童対策というご指摘でした。待機児童対策としての効果と しては大きなものではないという趣旨です。
- (市 民) 少ない人でもすぐ救えることをやってくださいということ、幼稚園の設備があいているのだったらやってくださいということです。3歳児だけじゃないです。設備を使って小規模保育事業所だってしようと思えばやれるのだし、0、1、2歳児を預かろうと思ったらできる話ですから、そういうことをちゃんとやってください。その後、何年後かにどうしてもその設備が使えないとなったら、それは統廃合もあるかもしれません。でも、ちゃんと使えるものを使ってください。
- (事務局伊藤) 今ある施設を使っていくというのは、もちろんおっしゃる部分、理解できるところですので、やれる分はもちろんやってまいりますが、今議論になっていますような3、4、5歳の幼保連携型認定こども園や、幼稚園を使っての小規模保育事業所というところについては、すぐ取組むというのはちょっとできないと判断しております。
- (市 民) 前も言いましたけど、難しいという一言で終わっていますが、だから内閣府も文部科学省からも幼稚園の設備をすぐ使えという通知が出ているにもかかわらず無視してやりません。芦屋市は名指しで出ていました。普通の通知じゃないですよ。全国一斉にやりなさいという通知じゃなくて、芦屋市は待機児童が多いからやりなさいという通知が出ていますね。幼稚園の設備をちゃんと使いなさいという通知が文部科学省から出ています。それを無視しても、こういう計画をやってしまうというのは問題です。

(事務局伊藤) 取組む必要があるとは、それは十分認識しております。

(市 民) そういう通知がせっかく来ているのだから、文部科学省も使えと来てい

るのだから、それを使ってすぐにでも待機児童の解消に使ってくださいということをお願いしています。

- (事務局伊藤) 繰り返しになりますが、今、おっしゃっていただいている幼稚園での小規模保育事業所、幼稚園を3、4、5歳の認定こども園化するというものについては、3、4、5歳の部分については待機児童の対策としての効果の部分、小規模保育事業所については3歳児の行き先の部分というところも双方課題がございますので、すぐにその部分に取組むというのはちょっと難しいということです。
- (市 民) だから、このあり方の案は、3年後か4年後か5年後かに待機児童がなくなるかもしれませんという案です。今の待機児童は我慢してくださいということですか。
- (事務局伊藤) 今の待機の取組みに関しては、また取組みを考える必要がありますけれ ども、今待機されている人数分を根本的に解決するための取組みというこ とです。
- (市 民) いつも何か設備を用意したらまた待機が増えるみたいなイタチごっこがありますって当たり前みたいにすぐ言います。でも、何でそうなるのか、その原因って何かって考えたことありますか。今言っていることがその原因でしょう。今の待機児童の数に合わせて4、5年後に整備をしますということをやっているから、4、5年後にまた待機が出ます。今の数に合わせてしているからでしょう。普通は何年後か先の数に合わせてやるでしょう。でも、それをやってないから繰り返しています。
- (事務局伊藤) 他市がどういう状況でそういうことになっているかはちょっとわかりませんけども、我々の計画の中では将来ニーズですね、実際使われるかどうかわかりませんけど、ニーズというものの数値はもっと上の高いものを持っております。
- (市 民) 上の高いって何ですか。
- (事務局伊藤) もっと大きな数字ということです。今,300人の待機になっています けども,アンケートしたニーズの量からいけばもっとたくさんの方が希望 を持たれている可能性があるという数字は持っています。
- (市 民) その言っている数字って、子育て未来応援プラン「あしや」の数字ですか。

(事務局伊藤) 計画の分です。

(市 民) 平成26年にやったものですか。

(事務局伊藤) 平成25年にアンケートをとったものです。

(市 民) それは5年計画で、平成32年までの計画を立てるためのものですよね。 (事務局伊藤) そうです。 (市 民) これが建つのは平成33年でしょう。

(事務局伊藤) 最終はそうです。

- (市 民) 全然違う数字じゃないですか。だから、今、内閣府はすぐにでもニーズ 調査をやれと言っています。中間見直しのニーズ調査をやれと言っている のも無視していますよね。
- (事務局伊藤) 中間見直しは、ニーズ量と実際の数字が10%以上前後あれば見直しを 検討せよということですけれども、今もし見直しを検討するということに なれば、基本的にはニーズ量のほうが上の数字になっていますので、引き 下げることを検討するということにもつながってきますので、それをする ことは考えてないです。

(市 民) 意味がわからないです。

- (事務局伊藤) まだまだ待機児童解消の取組みをする必要があると考えていますので、 引き下げる予定がないということです。
- (市 民) それは自分たちが思っている数字がもっと高く,今の子育て未来応援プラン「あしや」より高く持っているということですか。
- (事務局伊藤) 今の子育て未来応援プラン「あしや」の整備が完了したものよりももっと高いところにあるので、その高さを下げるつもりがないということです。
- (市 民) いや、どっちにしろ、今調査をやりたくないということでしょう。

(事務局伊藤) する必要性がないと判断しています。

- (市 民) 今調査をしたら多分,困るのではないですか。今,大騒ぎしているところでしたら,幼稚園みんなやってくれというアンケートが集まり過ぎて,すごい数字になっちゃったらやめられなくなっちゃうとか,そういうことじゃないですか。
- (事務局伊藤) そんなふうには全く考えておりません。もし、本当にする必要があって、 そういったご要望があって、それは実際取組みできるかどうかはまたその ときの判断になってくると思います。
- (市 民) だって、こんな大きなことをやるのだったら、ちゃんと数字を確認して、 何年後かにこれぐらいなるぐらい考えていかないといけないと思います。 参考にしている数字は古いということを言いたいです。
- (事務局伊藤) 確かに平成25年にアンケートをとった数字ですので、年数が1年,2年経っているのは間違いございませんが、ただ、そのときのニーズ量にすら今の現在は整備量が到達していませんので、新たなニーズ量、さらに上になってくるかとは思いますけども、そこをまだ捉える必要性はないという判断です。
- (市 民) 正しい数字をとる必要がないということですか。間違った数字のままの ほうが都合がいいので、正しい数字をとる必要がないということですか。

- (事務局伊藤) 都合がいいということではございません。今計画として最大値を持っているところまでまだ届いていない状況ですので、まず今の数字のほうに、いかに実情を見ながら届けていくのか、整備を進めていくのかというところに力を入れたいということです。
- (市 民) だから、そんな考えでしているから、造っても造っても次から次へ待機 児童がいるという状況になります。ちゃんと正しい数字でやるってしましょう。
- (事務局伊藤) ニーズ量を仮に最新でとったとしても、ニーズ量に合わせた見込みで整備するということは現実問題無理だと思います。ニーズ量はあくまで希望ですので、実際使われた実数との見込みとのバランスを見ながらやらないといけないものになります。
- (市 民) 子ども・子育て支援制度自体をまるっきり根本から否定しています。ニーズに合わせて施設を用意するというのがまず出だしです。

(事務局伊藤) もちろん,そうです。

(市 民) だからニーズ調査をしているのでしょう。

(事務局伊藤) そうです。

(市 民) ニーズ調査して、ニーズに合わせって市町村が施設を整備します。それ を努力するというのが市町村の役割じゃないですか。

(事務局伊藤) もちろん,そうです。

(市 民) それを否定していますよ。

- (事務局伊藤) 否定はしてないです。ニーズ量という目標は見据えますが、ただ、それ はあくまで希望ですので、現実はどうなのかというのを見ながら進めない と、いけないと思いますので、ニーズ量は無視していませんけども、現実 との乖離状況を見ながら整備を進めていく必要があると考えています。
- (市 民) 言っている意味がわかりません。
- (市 民) やはり保育所の民営化は、幼稚園の統廃合とちょっと違う部分だと思うのですけど、これはいつも同じ質問していつも同じ答えですが、民営化しても、公立と民営化の違いって金額的に違いはないと言っているのですが、国や県からの補助金と市が負担する分が違うのだって、4分の1とか100%とかおっしゃっていました。それは予算の話であって、運営費の根幹の部分は恐らく変わらないです。地方交付税のところで恐らく調整されるに違わないと思っています。そこの答えはいいです。

違ってくるのは恐らく上乗せの部分だと思います。芦屋市が手厚くしていますという部分です。保育士の配置基準を多くするとか、看護師も配置しているのですかね。何をしているか詳しく知りませんが、市単独で上乗

せしている部分が民間になると要らなくなるという部分が浮くお金じゃないかと思っています。なので、やはり民営化が、いつも民間も公立も質は同じようにしますって言いますが、そこは違います。

この書かれている文章のところで、例えば市立の認定こども園に今度していくときに、C-6のところに書いてある文章が、国を上回る市の基準を守りと言い切っていますよね。当然、言い切っているから国の基準を守って市はやりますということをはっきり書いています。それは当然、これは市立だからそうです。市立だからそうします。でも、保育所のところのD-2のところに書いてあるのには、国の基準を上回る保育士の配置基準を公募条件とすることとしておりという微妙な書き方をされていますけど、やるとは言っていません。公募条件です。だから民間がやるように条件はつけます。やるかどうかは分からないけど、やるように条件をつけます。ということは、やはりそこの強制はできないので、民間になっちゃうと市が手厚くしている部分が多分なくなっていくという説明が全くないなと思いながらいつも聞いています。それはどうですか。

- (事務局伊藤) 公募条件とするということは、その条件を満たすところしか選定しない ということですので、やるということです。
- (市 民) だから、そこは、応募した民間がやりませんって言ったらやらせないと いうことですね。
- (事務局伊藤) 選定する際の条件ですので、その条件をしないと言っている事業所を選 定するということはありません。
- (市 民) では、だからどこも手を挙げなかったらどうするのですか。そのときは 公立でやるということですか。
- (事務局伊藤) 我々は国の基準を上回る部分についてだけに対するというものではないですが、通常の国と県と市が補助している部分以外に、市だけで単独の補助をしている部分があります。国基準を上回る保育士の配置基準の部分を中心に補助していますので、全く何もなしで基準を上回った配置をしろということではございませんので、応募されるところがないということは、浜風幼稚園の跡もそうですし、南芦屋浜の認定こども園も同じ条件で応募を受けておりますので、まずないということはないと思っています。
- (市 民) ということは、全く今の保育士の配置基準だけじゃなくて、看護師とか、いっぱい手厚く丁寧な保育している部分にかかわるようなことは、次の民間にも必ず応募条件としてやるということですか。質を同じようにするということは、そういうことだと思います。
- (事務局伊藤) 保育士の配置基準について公募条件にすることは予定しておりますが、 看護師の配置とかについては、それはまだ決定はしておりません。選定委

員会の中でのご審議も必要になってくるかと思っています。

- (市 民) ということは、公立から民間に変わることによって全く同じように保育 ができますということは、嘘だということですか。
- (事務局伊藤) いえ、まだ選考条件は、これから選定委員会を開いて決めていきますので、今ここの公募条件とすることとしておりというのも、まだ我々としてはしていきたい、選定委員会にその形で諮りたいということですので、まだどうなるのかという結論がないというだけで、変わるかどうかというのは今後選考する中で決めていきたいと思っております。

(市 民) 約束はできないということですか。

(事務局伊藤) 持っていきたいと思います。

(市 民) では、この子育て未来応援プラン「あしや」というのを、これをつくるときは、私はつくる側の委員でしたから、幼稚園と保育所は残して、認定こども園を造っても構わないけれども、幼稚園と保育所を希望する人がいるので絶対残してくださいという意図でこれをつくりました。だから、これに認定こども園にしちゃいますみたいなことは絶対書いていないというか、そういう意思は込めていません。だから冒頭にも訂正はされたと思うのですけど、それはいいです。

子育て未来応援プラン「あしや」の68頁の下の図のところ、皆さんはないかもしれないですけど、ここは確かに大枠に中学校と書いていますけど、その下に小学校区はこんなイメージですと載っています。公立の小学校を中心にして、公立の幼稚園もあり公立の保育所もありという全てがあって、子育てを身近な地域で豊かな教育、保育が受けられる町と書いて、この図があります。だから小学校区がやはり基本という形でつくってきています。それを無視して中学校が基本だと言わないでほしいなということが1つです。

今日の資料の中の1頁のB-2ところでも書かれていますけど、いつも出てくる、73頁のこの文章は、3年保育しない理由には全然なっていないです。認定こども園を整備し、3歳児の教育ニーズにも対応していきますという文章だけを、この73頁のこの中から切り取って書いてあるのですけど、ここはさっきも言いましたように、全く幼稚園で3年保育をしないということを込めてつくっていません。まあ、これをつくる経緯は省略しますけど、この部分を切り取っておっしゃるのであれば、その後の文章に平成29年度末には待機児童の解消を目指しますと書いてあるのは実現できるのですか。この文章の中の一部分を正しいかのようにいつも引用しておられるのだから、最後に書いている平成29年度末に待機児童解消しますというのは必ずできるのですね。

- (事務局伊藤) ご指摘いただいている平成29年度末に待機児童の解消を目指しますという文章につきまして、実際のところは平成29年度末に待機児童を解消するということは難しいと考えております。
- (市 民) やらないということですか。あと1年あります。
- (事務局伊藤) いえ、実際問題として、目指しますということですので、目指すという ことは努力するということかと思いますが、実際は今から300人からの 定員枠を整備するというのは、事実上難しいです。
- (市 民) みんなそんなことを望んでいません。今,待機になっている人は少しでもしてほしいのだから,幼稚園の設備を使う,3年保育をすぐすることで,少しでも解消してほしいです。ここに平成29年という目標があったけれど,ここも無視で都合のいいところだけ使うということですね。
- (事務局伊藤) 無視はしません。努力はしておりますが、今おっしゃっていただいた幼稚園の空きを使った形での解消というのは、繰り返しになりますが、取組みは難しいと考えていますので、今、待機されている方がどうでもいいということではないのですが、おっしゃっていただいた部分での取り組みは難しい。その他の部分についても平成29年度末で何らかの形がちょっとでも進むという形ではなかなか難しいと考えておりますので、ここには目指すと書いてございますけども、実際は無理だと考えています。
- (市 民) あと1年もあるのに無理だということですか。
- (事務局伊藤) 整備するにはこの1年では、基本的には難しいと考えております。
- (市 民) じゃあ、ついでにもう一つ言います。

73頁のこの文章のちょっと前の2行目のところですね。保護者の就労にかかわらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園って書いているのですけど、いつも認定こども園はすばらしいということばっかり市の方はおっしゃります。いいところを取り、全然問題ないとおっしゃるのですけど、現実はいろんな問題が出てきています。これ、どう思われますか。

(事務局伊藤) 現実の問題といいますと、この前の姫路市の件ですか。あれは認定こども園だからということではございません。あれは保育所であったとしても、何であったとしても出てくる問題になろうかと思います。

ご指摘いただいております、今の文章の続きの部分で先ほどいただいた認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきますということが、公立幼稚園で3歳児を受け入れしないということを明言したものではないということではございますが、認定こども園を整備することで、認定こども園は保育所の定員も持ち幼稚園の定員も持つ1つの施設で実現できるものですので、3歳児の教育ニーズは公立幼稚園ではなくて

認定こども園で対応するというのがまず第1の選択になるということを, この文章で我々は判断して,今,認定こども園の整備を進めているという ところになっています。

- (市 民) だから、この文章をもとに進めていっているってことですか。また最初に戻りますが、僕はこの文章はそんな意図は込めてつくっていません。認定こども園でやってくださいなんて言っていません。幼稚園は幼稚園としてやって、保育所は保育所としてちゃんと残して、別途認定こども園をつくるのだったらつくってもいいけどもという意図で、この文章は会議でつくったはずです。
- (事務局伊藤) 我々の計画も幼稚園、保育所を全廃するという内容にはなっておりませんので、幼稚園も残し保育所も残し認定こども園も新たに整備するというところで、おっしゃっていただいているところは大きくは変わってないのかなとは思っております。
- (市 民) だからここの理由に何で使うのですかってことです。3年保育をしない 理由がこの文章ですから、それは違うでしょうということを言っています。
- (事務局伊藤) 3年保育はもう教育委員会から申し上げていますとおり、いろんな理由 もございますので、こちらのことだけで3年保育をしないということでは ご説明してないのではないかなと思います。
- (市 民) だから違うということでしょう。この文章が3年保育をしないという理 由にはならないということです
- (事務局伊藤) その文章をもってしないということを決めているわけではないですけども、芦屋市としては待機児童対策と3歳教育ニーズを1つの施設で実現できる認定こども園の整備を推進して、そちらを取り組んでいくという方向性を示しています。
- (市 民) いろんなやり方があって、3歳児を何とかしようという中で、幼稚園を 使わないという理由は何ですかということを書かないといけないと思い ます。
- (市 民) 今,待機児童 0歳, 1歳, 2歳がたくさんいます。今のお話でしたら皆 さん方も知恵を出して,待機児童解消のために具体的にどのような計画が あったのでしょうか。
- (事務局伊藤) 今,整備しております南芦屋浜の認定こども園の整備や,小規模保育事業所の整備、そういうもので取組んできております。
- (市 民) 解消されなかったわけですよね。それは何で解消されなかったのですか。
- (事務局伊藤) 整備が十分進まなかったというところです。
- (市 民) どうして進まなかったのですか。

- (事務局伊藤) 公募はしておりますけれども、いろいろ財政的な面もございますし、いろんな面も含めて予定どおりはできなかったというところです。
- (市 民) ということは、予定どおり進まなかったために待機が増えてしまったということですね。

(事務局伊藤) 待機の方は依然としていらっしゃるということです。

(市 民) ということは、今後の計画において、民間委託するときも、条件に当て はまらなかったら延期してしまう、待機児童増えていくということですよ ね。選定条件に合わなかったら決まらないってさっきおっしゃいました。

(事務局伊藤) はい。

(市 民) ということは、延期してしまうということですね。

(事務局伊藤) もしそんなことがあれば、民間移管は延びることにはなろうかと思います。

(市 民) ということは、待機児童がまた増えるという意味ですね。

(事務局伊藤) 民間移管に関しましては、今公立で運営していますので、事業者が決まらないからその方々が保育所に通えなくなるということは避けないといけないことですので、待機児童が増えるということにはしません。

(市 民) でも、先生は退職するし、いなくなるし、どうするのですか。箱だけあるけど、保育する人がおらんしどうするのですか。

(事務局伊藤) もちろん保育する者が必要ですので、こういう形でやりますということ は今申し上げられる状況ではありませんけども、保育が実施できないよう な状況にはいたしません。

(市 民) 延期をすることで民間が決まらなければ人を増やすわけでしょう。保育 をやめることはしないということですね。

(事務局伊藤) それはしないです。

(市 民) じゃあ、それを最初の選択肢にすればいいじゃないですか。

(事務局伊藤) 最初から採用して民間移管やめたらどうかということですか。

(市 民) そうです。

(事務局伊藤) それは、今回の計画の中では保育士が退職するというタイミングもございますので、そのタイミングに合わせないことには民間移管のタイミングもできませんので、最初から順延するということは考えていません。

(市 民) それはそちら側の都合であって、少なくとも我々側の都合ではないです。

(事務局伊藤) これは市としての都合と言えば都合です。こちらの条件です。

(市 民) あと、もう一個聞きたいのですけども、この公募条件、先ほどありましたけども、公募するときは条件を満たしました。でも、もろもろあって公募条件から外れました。さあ、どうしましょう。

(事務局伊藤) それは、またどうなるかというところは協議しないといけないです。

- (市 民) 保育所を閉めますか。
- (事務局伊藤) 基本的にそんなことは考えておりません。
- (市 民) どう対応されるのでしょうか。一番困るのは子どもであり保護者ですから、そこのところ、はっきり聞かせてもらいたいです。
- (事務局伊藤) 公募条件に応募して選定されたわけですので、公募条件を満たすように 求めていくことになると思います。
- (市 民) だから、それが何らかの形で破られた場合はどうされるのですか。
- (事務局伊藤) 今,こういった形でしますということはありませんので、まずは公募条件を満たすように求めていくのが第1選択になるかと思います。
- (市 民) そこをちゃんとリスクマネジメントしておかないと姫路市みたいになる わけです。
- (事務局伊藤) その可能性はゼロではないかと思います。
- (市 民) そのリスクのところをちょっと聞きたいです。芦屋市の想定内をどう想 定したらいいのか, リスクマネジメントをどうしていのか教えてもらいた いです。
- (事務局伊藤) それはまた選考の条件の中にそういった部分を組み入れていく必要があれば、それは検討することになると思います。
- (市 民) あれば検討するのですか。必要条件だと思います。なぜ、必要があれば になるのでしょうか。
- (事務局伊藤) 普通は公募条件を満たした上で応募いただいて選考することになると思いますので、それを何の理由もなしに公募条件を満たさないというのは、通常はあまり考えられるものではないと思っています。今こういう形にしますというのは今申し上げるというプランを今持ってないというところです。
- (市 民) だから、それはそちらの想定が甘いという結論にならないですか。
- (事務局伊藤) もし、それが想定上、もともと選定の条件の中に必要ということであれば、これから選定委員会を開いてまいりますので、その中に条件を設定していく必要があるとは思います。
- (市 民) 盛り込んでください。そこまでしてこその選定委員会じゃないのですか。
- (事務局伊藤) その必要性や、他市の状況等も含めて、それはご意見頂戴しましたので、 検討いたします。
- (市 民) 他市はそういうことはしていないのですか。
- (事務局伊藤) 余り見たことはございません。
- (市 民) 他市も甘いですね。はい、わかりました。ありがとうございます。
- (市 民) A-1で最後に決定しましたと書いていますね。そもそも総合教育会議

というのは決定機関ではないと私何度も言ってきました。これは3月16日までの開催での説明会でこう説明してきたということだから、これを今から変えるわけにいかないと思いますが、これから説明するに当たっては、総合教育会議は協議調整の機関であって決定機関ではないわけだから、ここに決定という言葉を使ったら、もう既にこれで後戻りできないのかなという印象を市民に与えるから、これは直していただきたいと思います。ここで協議調整したことをもって、意思決定機関である教育委員会が決定をすると。あるいは市長が決定をすると、こういう手順になってくると思うので、これまでのことを変えちゃったら改ざんすることになるからね、記録だから、これは残してもらってもいいけども、これからの説明をちゃんとやる必要があると思います。

それが同じようにA-4のところで、市の方針としては決定となっているけども、この場合、市というのは行政当局内部の話であって、市というのはあたかも自治体として意思決定機関を経た自治体としての方針であるかのような誤解を招きます。これもやはり、そこは正確にする必要があるだろうと思います。これ非常にデリケートなところです。その後で条例改正等の手続ということで、議会意思の決定のことが書いてあるけれども、市の方針ということとの関係性が曖昧です。これはちゃんと、これを書いた時点で、ここは3月16日までにこういうことを回答しているということだから、これに書いたらいかんけども、これからの説明はそこはちゃんと丁寧にする必要があるだろうと私は思います。

それからB-2のところで、先ほどからいろいろ議論されているけども、私もなかなか腑に落ちないのは、精道幼稚園での説明会のときだったかと思うのですけども、公立幼稚園で3歳児保育をしない1つの理由が、従来から言われてきたように、私立幼稚園の子どもたちを公立と奪い合うことになります。つまり私立の経営の観点から言われていたと思います。ところが、認定こども園で3歳児保育をするのは、これは市外に既に行っている市内の公立の幼稚園でやっていないがゆえに、市外に行っている3歳児の子どもが戻ってくるのだと、こういう理屈でした。そんな理屈はおかしいです。公立の認定こども園で3歳児保育やったら民間に行っている3歳児保育で民間に行っている子ども、これからやろうと思っていた子どもが民間に行かずに公立の認定こども園に来ることだってあるだろうし、そんなものは確認できないですよ。

ですから、本当に先ほどもあったように大変都合のいい、当局にとって の理屈になっているのではないでしょうか。私もここは解さないですよ。 (事務局岸田) まず、決定機関かどうかですけども、総合教育会議は、これは協議調整 の機関ですが、そこで協議調整が諮られた事項については、執行機関である市あるいは教育委員会には尊重義務が発生するということですので、すなわちそこで、じゃあ、これで行きましょうと合意されたことについてはそれぞれが守らないといけないということですので、それは表現がどうであれ、実質的な決定であると、そのように考えています。

あと、3年保育ですが、申し上げたのは、要は3年保育をやってほしい というのは学校教育審議会の中でも議論されていまして, 委員の中で私立 の園長先生が委員としておられて,実は私立の現状は岩園幼稚園がリニュ ーアルされるというだけで新3歳児の募集が半分になってしまうと言っ ていました。実際、そうなっているということです。それだけ私立という のは公立の動き,動向によって大きく左右されてしまう。今この学校教育 審議会で3歳保育の話が出ていますが、それはどうも公立幼稚園のこと、 あるいは公立幼稚園に通っている子どもたちのことだけを考えているよ うで、私立幼稚園も多くの子が通っているので、私立幼稚園の保護者や子 どもたちのことをもっと考えてほしい、悲しく思いますというご発言もあ って、学校教育審議会の中では一旦そこはとまりました。最終的に答申の 中では、公立幼稚園での3年保育については慎重に考えなさいという記載 のとおりの答申書をいただいておりますので、そういう趣旨で、その表現 がどうかということはありますが、私立との過去との関係性、兼ね合いが あるので、公立の幼稚園では3歳保育は考えておりませんということをお 答えしたということです。

- (市 民) 3歳保育の問題にしてもそうだけど、ちょっと誤解を招くような、やはり回答というのはよくないですよ。それで決定の問題で言えば、表現って大事です。それがイメージを与えています。総合教育会議で決定というのは絶対ないです。協議調整機関、そしてそれを尊重する。尊重というのは100%の話じゃないでしょう。それを尊重してそれぞれの意思決定機関、つまり教育行政は教育委員会が、そして市長部局は市長が決定しているわけです。だから、それは何か形式的なようだけども非常に大事なところですよ。
- (市 民) 今の話でしたら、公立幼稚園で3年保育をされたら私立幼稚園が困るの よね、だから公立幼稚園で3年保育をしないでという話ですよね。保育所 関係ないです。どういうことですか。
- (事務局伊藤) 3歳保育のやる、やらないというところの理由と、民間移管の部分がど う関係するのかということかと思います。幼稚園で3歳保育をやる、やら

ないの部分と民間移管は、直接的には特に直結はしていないと思います。

- (市 民) それならしなかったらいいと思います保育所は保育所, 幼稚園は幼稚園 で置いといたらよろしいです。
- (事務局伊藤) それは待機児童の対策をするに当たりましても、やはり財源的なところも要りますので、そういった部分からも民間移管をする必要があるということで、3年保育をやる、やらないというのとは、また別です。
- (市 民) 先ほど、民間移管しても今の待機児童解消にならないと言っていました。
- (事務局伊藤) 定数枠が増えるわけではありません。
- (市 民) それやったら何のためにするのですか。もとの話になります。
- (事務局伊藤) その部分は保育士が退職するというタイミングがございますので、その タイミングで民間移管することで経費の部分が財政的にもバランスが浮 きますので、その部分を待機児童の対策の方に使っていきたいということ です。
- (市 民) 結局,お金ですか。
- (事務局伊藤) その部分の中心的なところは確かにそうです。
- (市 民) すばらしい芦屋ですね。憧れてしまいます。
- (事務局伊藤) それでは説明会は終了させていただきたいと思います。長時間ありがと うございました。